

奈良市公報

号外第 8号

平成 17年 5月 12日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 総務課長
印刷所 株式会社京阪工技社

目次

目次	条 例
奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例...	1
奈良市都祁交流センター条例	1
奈良市針テラス情報館条例	4
奈良市温泉施設条例	5
奈良市月ヶ瀬観光会館条例	7
奈良市特産品等直売施設条例	7
奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設条例	8
奈良市農林漁業体験実習館条例	8
奈良市農産物加工センター条例	9
奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例	10
奈良市伝統的家屋交流施設条例	10
奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例 ...	11
奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例の一部を改正する条例	12
奈良市農業委員会の部会を構成する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例	12
奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例	12
奈良市営住宅条例の一部を改正する条例	13
奈良市屋外広告物条例等の一部を改正する条例	13
奈良市下水道条例等の一部を改正する条例	14
奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例	15
奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	15
奈良市消防団条例の一部を改正する条例	16
奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例	16
奈良市学校給食センター条例	16
奈良市公民館条例の一部を改正する条例	16
奈良市文化財保護条例の一部を改正する条例	17
奈良市文化財保存公開施設条例	17
奈良市体育施設条例の一部を改正する条例	18
奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例	19
奈良市水道事業の設置等に関する条例及び奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例	20
奈良市税条例の一部を改正する条例	21

条 例

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 39号

奈良市地域ふれあい会館条例の一部を改正する条例
奈良市地域ふれあい会館条例（平成 8年奈良市条例第 12号）の一部を次のように改正する。
第 2条の表に次のように加える。

奈良市月瀬地域ふれあい会館	奈良市月ヶ瀬月瀬 356番地の 2
---------------	-------------------

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の奈良市地域ふれあい会館条例第 2条に規定する奈良市月瀬地域ふれあい会館の管理については、平成 18年 3月 31日までの間は、同条例第 5条の規定にかかわらず、奈良市月瀬自治会に委託する。
（平成 17年 3月 30日掲示済）

奈良市都祁交流センター条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 40号

奈良市都祁交流センター条例

（目的及び設置）

第 1条 市民の文化の振興と福祉の増進を図るとともに、地域間交流を促進するため、交流センターを設置する。
（名称及び位置）

第 2条 交流センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市都祁交流センター	奈良市都祁白石町 1,133番地

（事業）

第 3条 交流センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 音楽、演劇、講演会等文化の振興に関すること。
- (2) 広く人々が交流する各種会議、集会等の開催に関すること。

(3) 市民の自主的な文化活動又はふれあいの場の提供に関すること。

(4) その他交流センターの設置目的を達成するために必要な事業

(管理の委託)

第 4 条 交流センターの管理は、財団法人奈良市都祁地域振興財団に委託する。

(使用承認)

第 5 条 交流センターのうち別表に掲げる施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

2 市長は、前項の承認に際し、交流センターの管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

3 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第 1 項の承認をしてはならない。

(1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設又は附属設備（以下「施設等」という。）をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

(使用承認の変更等)

第 6 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、交流センターの使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正の手段により承認を受けたとき。

(3) 災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不相当と認められるとき。

(4) 前 3 号に定めるもののほか、公益上又は管理上市長が特に必要と認めたととき。

2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第 7 条 交流センターの使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第 8 条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

(使用料の還付)

第 9 条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第 10 条 使用者は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(特別の設備等)

第 1 条 使用者は、交流センターの使用に際し、特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、使用者の負担において必要な設備をさせることができる。

3 使用者は、前 2 項に規定する設備をした場合は、交流センターの使用が終わったときは、直ちに当該設備を撤去し、原状に復さなければならない。

4 使用者が前項に規定する義務を履行しないときは、市長がこれを行い、その費用を使用者から徴収することができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 12 条 使用者は、交流センターを使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(損害賠償)

第 13 条 交流センターを利用する者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第 14 条 交流センターを利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。

(3) 承認を受けずに物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。

(4) 承認を受けずに印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。

(5) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。

(6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入場の禁止等)

第 15 条 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、交流センターの入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者

(2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第 16 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日前に都祁村長が行った都祁村交流センターの使用承認及び都祁村長に対して行われた当該

使用承認の申請は、同日以後においては、この条例の相当規定により行われた交流センターの使用承認及び当該使用承認の申請とみなす。

別表(第5条・第7条関係)

1 施設及びその使用料

区 分			午 前	午 後	午前・午後	夜 間	午後・夜間	全 日	
			9:00~12:00	13:00~17:00	9:00~17:00	18:00~21:00	13:00~21:00	9:00~21:00	
多 目 的 ホ ー ル	平 日	市 民	4,000 ^円	4,000 ^円	8,000 ^円	6,000 ^円	10,000 ^円	14,000 ^円	
		そ の 他	8,000	8,000	16,000	12,000	20,000	28,000	
	土・日曜日	市 民	8,000	8,000	16,000	12,000	20,000	28,000	
		そ の 他	16,000	16,000	32,000	24,000	40,000	56,000	
リ ハ ー サ ル 室			市 民	1,000	1,000	2,000	1,500	2,500	3,500
			そ の 他	2,000	2,000	4,000	3,000	5,000	7,000
研 修 室			市 民	800	800	1,600	1,200	2,000	2,800
			そ の 他	1,600	1,600	3,200	2,400	4,000	5,600
生 活 実 習 室			市 民	1,200	1,200	2,400	1,800	3,000	4,200
			そ の 他	2,400	2,400	4,800	3,600	6,000	8,400
大 広 間			市 民	1,500	1,500	3,000	2,200	3,700	5,200
			そ の 他	3,000	3,000	6,000	4,400	7,400	10,400
和 室 A			市 民	500	500	1,000	700	1,200	1,700
			そ の 他	1,000	1,000	2,000	1,400	2,400	3,400
和 室 B			市 民	500	500	1,000	700	1,200	1,700
			そ の 他	1,000	1,000	2,000	1,400	2,400	3,400
展 示 室			市 民	1日 100円					
			そ の 他	1日 200円					
多 目 的 イ ベ ン ト 広 場	平 日	市 民	500	500	1,000				
		そ の 他	1,000	1,000	2,000				
	土・日曜日	市 民	600	600	1,200				
		そ の 他	1,200	1,200	2,400				

備考

- 1 多目的ホール及びリハーサル室の使用料には、楽屋の使用料を含むものとする。
- 2 次に掲げる場合及び広告、宣伝、営業活動等に使用する場合の使用料は、規定の使用料の100分の20に相当する額とする。
 - (1) 500円を超える入場料を徴収する場合
 - (2) 会費又は協力費を徴収する場合
 - (3) 会員制度により会員を招待する場合
 - (4) 商品等の売上高により招待券を発行する場合
 - (5) その他これらに準ずる場合
- 3 平日とは、日曜日及び土曜日を除く日をいう。
- 4 市民とは、市内に住所を有する者及び市内に存する事業所等に現に勤務している者をいう。
- 5 使用時間を超過して使用する場合の使用料は、その超過する時間1時間(1時間未満は、1時間とする。)につき、規定の使用料の1時間当たりの使用料の100分の130に相当する額(10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。)とする。
- 6 多目的ホール及び多目的イベント広場を準備、後片付け又は練習のために使用する場合の使用料は、規定の使用料の100分の50に相当する額とする。
- 7 休館日に使用する場合の使用料は、土・日曜日の使用料に準ずるものとする。

2 附属設備及びその使用料

市長が規則で定める附属設備について当該規則で定める額

(平成 17年 3月 30日 掲 示 済)

奈良市針テラス情報館条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 41号

奈良市針テラス情報館条例

(目的及び設置)

第 1 条 本市の観光事業及び観光産業の振興を図るとともに、地域振興の拠点として観光客及び市民の利便に供するため、情報館を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 情報館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市針テラス情報館	奈良市針町 345番地

(事業)

第 3 条 情報館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光の案内及び情報の提供に関すること。
- (2) その他情報館の設置目的を達成するために必要な事業

(管理の委託)

第 4 条 情報館の管理は、財団法人奈良市都祁地域振興財団に委託する。

(使用の承認)

第 5 条 情報館の P R 展示コーナーを使用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に際し、情報館の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

3 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、第 1 項の承認をしてはならない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備(以下「施設等」という。)をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 商品の展示即売のために使用するとき。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。

(使用承認の変更等)

第 6 条 市長は、次のいずれかに該当するときは、情報館の使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の承認を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正の手段により承認を受けたとき。
- (3) 災害その他不可抗力による理由により使用することができなくなったとき、又は使用することが不相当と認められるとき。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、公益上又は管理上市長が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用の条件の変更若しくは使用の停止又は使用の承認の取消しを受けた者に生じた損害については、市は賠償の責めを負わない。

(使用料)

第 7 条 情報館の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、前項の使用料を減免することができる。

(使用料の不還付)

第 8 条 既納の使用料は還付しない。ただし、使用者の責めに帰すことができない理由により使用することができなくなったときその他市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用者の義務)

第 9 条 使用者は、施設等を善良な管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 使用者は、情報館を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(損害賠償等)

第 11 条 情報館を利用する者は、施設等をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第 12 条 情報館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等又は展示物をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 喫煙すること。
- (6) 指定の場所以外で火気を使用すること。
- (7) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(入館の禁止等)

第 13 条 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、情報館の入館を禁止し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(委任)

第 14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の前日に都祁村長が行った都祁村情報館 P R 展示コーナーの使用許可及び都祁村長に対して行われた当該使用許可の申請は、同日以後においては、この条例の相当規定により行われた情報館の使用承認及び当該使用承認の申請とみなす。

別表(第 7 条関係)

P R 展示コーナー使用料

区 分	使用料(1月につき)
壁 面 利 用	幅 1メートル当たり 1,500円
床 面 利 用	1 平方メートル当たり 3,000円
壁面及び床面利用	

備考

- 1 次に掲げる者以外の者が使用する場合の使用料は、規定の使用料の 2 倍に相当する額とする。
 - (1) 市内に住所を有する者
 - (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - (3) 市内に存する学校に在学する者
- 2 使用単位に、1月、1メートル又は 1 平方メートルに満たない端数があるときは、これを切り上げるものとする。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市温泉施設条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 42号

奈良市温泉施設条例

(目的及び設置)

第 1 条 市民の健康増進及び観光の振興を図るため、温泉施設を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 温泉施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
梅の郷月ヶ瀬温泉	奈良市月ヶ瀬尾山 2.68 番地
都祁温泉フィットネスバード	奈良市針町 36 番地

(管理の委託)

第 3 条 都祁温泉フィットネスバード(以下「フィットネスバード」という。)の管理は、株式会社都祁総合開発(以下「管理受託者」という。)に委託する。

(月ヶ瀬温泉の使用料)

第 4 条 梅の郷月ヶ瀬温泉(以下「月ヶ瀬温泉」という。)

を利用しようとする者は、別表第 1 に定める使用料を納付しなければならない。

2 市長は、規則で定めるところにより、前項の使用料の 20パーセント以内の割引をした額をもって回数券を発行することができる。

3 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第 1 項の使用料を減免することができる。

4 既納の使用料は還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(フィットネスバードの利用料金)

第 5 条 フィットネスバードを利用しようとする者は、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表第 2 に規定する額の範囲内において、管理受託者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、管理受託者に利用料金を当該管理受託者の収入として収受させるものとする。

4 管理受託者は、市長が特別の理由があると認める者に対し、利用料金を減免することができる。

5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、市長が定める特別の理由があるときは、この限りでない。

(利用の資格)

第 6 条 フィットネスバードのトレーニング室を利用できる者は、15歳以上の者(中学校の生徒又はこれに準ずる者を除く。以下同じ。)で別表第 2 に規定する年会費を支払ったもの(以下「会員」という。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、フィットネスバードのトレーニング室は、会員の利用に支障のない限りにおいて、温泉及びプールを利用する 15歳以上の者に体験利用させることができる。

(会員権の譲渡等の禁止)

第 7 条 会員は、当該会員としての権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(損害賠償)

第 8 条 温泉施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、その施設又は附属設備(以下「施設等」という。)をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第 9 条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為

をすること。

- (4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。
(入場の禁止等)

第 10 条 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、温泉施設の入場を禁止し、若しくは退場を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 伝染性の疾病にかかっている者、泥酔者その他温泉施設を利用することについて適当でない認められる者
- (3) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあることが明らかである者
- (4) 単独で温泉施設を利用することが困難な者で付添者のないもの
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従

別表第 2 (第 5 条・第 6 条関係)

わなない者

(委任)

第 1 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に発行されている月ヶ瀬村福祉センターの健康増進施設の回数券は、第 4 条第 2 項の規定により発行された回数券とみなす。

別表第 1 (第 4 条関係)

梅の郷月ヶ瀬温泉使用料

区 分	使 用 料
大 人	1 回につき 600 円
小 人	1 回につき 300 円
備考	
1 「大人」とは、12 歳以上の者をいう。	
2 「小人」とは、6 歳以上 12 歳未満の者をいう。	

都祁温泉フィットネスバード利用料金

区 分	利 用 料 金
温泉、プール及びトレーニング室	会員 1 回につき 150 円
	会員以外 (体験利用) 1 回につき 2,350 円
温泉及びプール	会員以外 一般 1 回につき 1,250 円
	その他 1 回につき 800 円
温泉	会員以外 一般 1 回につき 700 円
	その他 1 回につき 400 円
年会費	個人利用 市民 1 年につき 20,000 円
	個人利用 市民以外 1 年につき 40,000 円
	家族利用 市民 1 年につき 30,000 円
	家族利用 市民以外 1 年につき 60,000 円
法人利用	法人向け施設利用券 250 枚につき 200,000 円

備考

- 1 「一般」とは、市内に住所を有する 12 歳以上 65 歳未満の者 (身体障害者福祉法 (昭和 24 年法律第 283 号) 第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱 (昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号) に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭和 25 年法律第 123 号) 第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を除く。) 及び市外に住所を有する 12 歳以上の者をいう。
- 2 「その他」とは、4 歳以上の者で一般以外のものをいう。
- 3 「家族利用」とは、世帯単位でフィットネスバードを利用する場合をいう。
- 4 市民以外の家族利用については、4 人までの利用料金とし、5 人以上の場合は 1 人増すごとに 5,000 円を加算する。
- 5 法人向け施設利用券の有効期間は、1 年とする。
- 6 「温泉、プール及びトレーニング室」の項の「会員」については、管理受託者があらかじめ市長の承認を得て定める額に入湯税相当額を加算し、「温泉、プール及びトレーニング室」の項の「会員以外 (体験利用)」及び「温泉及びプール」の項の「一般」については、管理受託者があらかじめ市長の承認を得て定める額が 1,000 円以上の場合は、入湯税相当額を加算する。

(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市月ヶ瀬観光会館条例をここに公布する。
平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第 43号

奈良市月ヶ瀬観光会館条例

(目的及び設置)

第 1 条 本市の観光事業及び観光産業の振興を図るため、
観光会館(以下「会館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 会館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市月ヶ瀬観光会館	奈良市月ヶ瀬長引 2 番地の 8

(事業)

第 3 条 会館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 観光の紹介及び案内に関すること。
- (2) 観光物産、伝統的工芸品等の展示及び紹介に関する
こと。
- (3) その他会館の設置目的を達成するために必要な事業
(管理の委託)

第 4 条 会館の管理は、財団法人月ヶ瀬梅溪保勝会に委託
する。

(損害賠償等)

第 5 条 会館を利用する者は、施設又は展示物(以下「施
設等」という。)をき損し、又は滅失したときは、市長
の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなけ
ればならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けること
のできない事故その他やむを得ない理由があると認めた
ときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することが
できる。

(行為の禁止)

第 6 条 会館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはな
らない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行
為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物
の類を携行すること。
- (3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為
をすること。
- (4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又
は掲示すること。
- (5) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用するこ
と。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為
をすること。

(入館の禁止等)

第 7 条 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、

会館の入館を禁止し、若しくは退館を命じ、又はその他
の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする
者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わ
ない者
(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定
める。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市特産品等直売施設条例をここに公布する。
平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第 44号

奈良市特産品等直売施設条例

(目的及び設置)

第 1 条 地域の農林産物、加工品、工芸品等の販売及び情
報の発信を行うことにより、当該地域の活性化、住民の
所得及び就労意欲の向上並びに消費者との交流を図るた
め、特産品等直売施設(以下「直売施設」という。)を
設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 直売施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
月ヶ瀬温泉ふれあい市場	奈良市月ヶ瀬尾山 2 68 番地

(使用の方法)

第 3 条 直売施設を使用しようとする者は、あらかじめ市
長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に際し、直売施設の管理上必要な
範囲内で条件を付けることができる。

3 第 1 項の承認を受けた者は、直売施設の使用を終わっ
たときは、施設又は附属設備(以下「施設等」という。)
を原状に回復しなければならない。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 4 条 前条第 1 項の承認を受けた者は、直売施設を使用
する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(行為の禁止)

第 5 条 直売施設を利用する者は、次に掲げる行為をして
はならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行
為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物
の類を携行すること。
- (3) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用するこ
と。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、管理に支障がある行為
をすること。

(利用制限)

第 6 条 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、直売施設の利用を禁止し、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償等)

第 7 条 直売施設を利用する者は、施設等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 45号

奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設条例

(目的及び設置)

第 1 条 粉末茶の加工を行うことにより茶の生産を振興し、茶業の維持発展を図るため、粉末茶加工施設(以下「加工施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 加工施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設	奈良市月ヶ瀬尾山 2,796番地の 2

(利用の方法)

第 3 条 加工施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認に際し、加工施設の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

3 第 1 項の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、加工施設の利用を終わったときは、施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を原状に回復しなければならない。

(行為の禁止)

第 4 条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行

為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。

(3) 前 2 号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(利用制限)

第 5 条 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、加工施設の利用を禁止し、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償等)

第 6 条 利用者は、施設等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市農林漁業体験実習館条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 46号

奈良市農林漁業体験実習館条例

(目的及び設置)

第 1 条 地域の特産物である茶その他の農林水産物の販売及び加工体験をすることにより、農業及び農村に対する理解を深めるとともに、茶等の消費宣伝及び高齢者の加工技術を生かす場を提供するため、農林漁業体験実習館(以下「体験実習館」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 体験実習館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
ロマントピア月ヶ瀬	奈良市月ヶ瀬長引 707番地の 10

(事業)

第 3 条 体験実習館においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域の農林水産物及びその加工品等の展示、消費宣伝及び販売に関すること。
- (2) 地域の農林水産物を利用した食品加工体験実習に関すること。
- (3) 地域の伝統産業である晒^{あし}の伝承に関すること。

(4) その他体験実習館の設置目的を達成するために必要な事業

(管理の委託)

第4条 体験実習館の管理は、ロマントピア月ヶ瀬管理運営組合(以下「管理受託者」という。)に委託する。

(利用の方法)

第5条 体験実習館の食品加工実習室又は和室を利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ管理受託者に届け出なければならない。

2 利用者は、体験実習館の利用を終わったときは、施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を原状に回復しなければならない。

(利用料金)

第6条 利用者は、体験実習館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、1日につき8,000円を超えない範囲内において、管理受託者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、管理受託者に利用料金を当該管理受託者の収入として収受させるものとする。

(行為の禁止)

第7条 体験実習館を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 体験実習館の施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。

(2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。

(3) 前2号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(利用制限)

第8条 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、体験実習館の利用を禁止し、又はその他の必要な措置をとることができる。

(1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者

(2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償等)

第9条 体験実習館を利用する者は、施設等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けられない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日掲示済)

奈良市農産物加工センター条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 47号

奈良市農産物加工センター条例

(目的及び設置)

第1条 地域の資源を有効活用し、特産品としての農畜産物等の加工を行うことにより、地域住民の就労機会の確保及び所得の向上を図るため、農産物加工センター(以下「加工センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 加工センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設	奈良市月ヶ瀬尾山2,763番地の14
奈良市都祁農畜産物処理加工施設	奈良市針ヶ別所町1,025番地
奈良市都祁農林水産物処理加工施設	奈良市針ヶ別所町1,025番地

(管理の委託)

第3条 次の表の左欄に掲げる加工センターの管理は、それぞれ同表の右欄に掲げる者(以下「管理受託者」という。)に委託する。

名 称	委 託 先
奈良市月ヶ瀬農畜産物処理加工施設	月ヶ瀬ふるさと振興公社
奈良市都祁農畜産物処理加工施設	財団法人奈良市都祁地域振興財団
奈良市都祁農林水産物処理加工施設	財団法人奈良市都祁地域振興財団

(利用の方法)

第4条 加工センターを利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ管理受託者に届け出なければならない。

2 利用者は、加工センターの利用を終わったときは、施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を原状に回復しなければならない。

(利用料金)

第5条 利用者は、加工センターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、1時間につき1,000円を超えない範囲内において、管理受託者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、管理受託者に利用料金を当該管理受託者の収入として収受させるものとする。

(行為の禁止)

第 6 条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(利用制限)

第 7 条 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、加工センターの利用を禁止し、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償等)

第 8 条 利用者は、施設等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 48号

奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例

(目的及び設置)

第 1 条 地域で生産される茶その他の農林水産物を販売するとともに、地域の食材を利用した郷土料理等を提供することにより、地域の活性化、農家所得の向上等を図るため、農林水産物直売・食材供給施設(以下「直売施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 直売施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
湖畔の里“つきがせ”	奈良市月ヶ瀬桃香野 4.26番地の 5

(利用の方法)

第 3 条 直売施設を利用しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 前項の承認を受けた者は、直売施設の利用を終わったときは、施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を原状に回復しなければならない。

(行為の禁止)

第 4 条 直売施設を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(利用制限)

第 5 条 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、直売施設の利用を禁止し、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償等)

第 6 条 直売施設を利用する者は、施設等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めたときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 7 条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市伝統的家屋交流施設条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 49号

奈良市伝統的家屋交流施設条例

(目的及び設置)

第 1 条 地域の資源を有効活用し、地域の特産物及び文化の紹介等を行うことにより、地域の農業及び観光の振興を図るため、伝統的家屋交流施設(以下「交流施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 交流施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
梅の里ふれあい館	奈良市月ヶ瀬尾山 106番地 の 1

(管理の委託)

第 3 条 交流施設の管理は、奈良市尾山自治会(以下「管理受託者」という。)に委託する。

(利用の方法)

第 4 条 交流施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ管理受託者に届け出なければならない。

2 利用者は、交流施設の利用を終わったときは、施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を原状に回復しなければならない。

(利用料金)

第 5 条 利用者は、交流施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、1月につき 100,000円を超えない範囲内において、管理受託者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、管理受託者に利用料金を当該管理受託者の収入として収受させるものとする。

(行為の禁止)

第 6 条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(利用制限)

第 7 条 市長は、次のいずれかに該当する者に対しては、交流施設の利用を禁止し、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者

(損害賠償等)

第 8 条 利用者は、施設等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 50号

奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例

(目的及び設置)

第 1 条 地域の豊かな自然と地形を有効活用し、市民に自然と農業に親しむ機会を提供するとともに、地域の農家所得の向上等を図るため、広場等利用施設及び観光農園管理施設(以下「広場利用施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 広場利用施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
はなはなビレッジ	奈良市荻町 2番地の 1

(管理の委託)

第 3 条 広場利用施設の管理は、上荻観光農園組合(以下「管理受託者」という。)に委託する。

(利用の方法)

第 4 条 広場利用施設を利用する者(以下「利用者」という。)は、あらかじめ管理受託者に届け出なければならない。

2 利用者は、広場利用施設の利用を終わったときは、施設又は附属設備(以下「施設等」という。)を原状に回復しなければならない。

(利用料金)

第 5 条 利用者は、広場利用施設の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を支払わなければならない。

2 利用料金は、別表に定める額を超えない範囲内において、管理受託者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 市長は、管理受託者に利用料金を当該管理受託者の収入として収受させるものとする。

(行為の禁止)

第 6 条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

(利用制限)

第 7 条 管理受託者は、次のいずれかに該当する者に対しては、広場利用施設の利用を禁止し、又はその他の必要

な措置を講じることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者
(損害賠償等)

第 8 条 利用者は、施設等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

別表(第 5 条関係)

区 分		利用料金の上限額
入園料	大人	1 人 1 回につき 500円
	小人	1 人 1 回につき 300円
宿 泊 施 設		1 棟 1 泊につき 10,000円

備考

「大人」とは、中学生以上をいい、「小人」とは、小学生以下をいう。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 51号

奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例の一部を改正する条例

奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例(昭和 41年奈良市条例第 10号)の一部を次のように改正する。

本則の表第 1 選挙区の項中「第 4 選挙区」を「第 5 選挙区」に、「8 人」を「6 人」に改め、同表第 2 選挙区の項中「6 人」を「5 人」に改め、同表第 3 選挙区の項中「8 人」を「6 人」に改め、同表第 4 選挙区の項中「8 人」を「7 人」に改め、同表に次のように加える。

第 5 選挙区	月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、蘭生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐	6 人
---------	--	-----

山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町及び都祁馬場町の区域
--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市農業委員会の委員の選挙区に関する条例本則の規定は、この条例施行の日以後初めて行われる一般選挙から適用する。
(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市農業委員会の部会を構成する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 52号

奈良市農業委員会の部会を構成する委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

奈良市農業委員会の部会を構成する委員の定数を定める条例(昭和 35年奈良市条例第 22号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 3 平成 17年 4月 1日から同年 7月 19日までの間、選挙による委員から互選される農政部会の委員の定数は、別表の規定にかかわらず、21人とする。

別表中

「

1 人	1 人
2 人	3 人

」を「

1 人	2 人
2 人	2 人

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則に 1 項を加える改正規定は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例による改正後の奈良市農業委員会の部会を構成する委員の定数を定める条例別表の規定は、この条例施行の日以後初めて行われる一般選挙以後において構成される部会の定数について適用する。
(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 53号

奈良市法定外公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

奈良市法定外公共物の管理に関する条例（平成 16年奈良市条例第 23号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

- 4 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日（以下「編入日」という。）前に奈良土木事務所長が行った法定外公共物の占用等の許可（編入日以後市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものに限る。）並びに月ヶ瀬村長及び都祁村長が行った法定外公共物の占用等の許可並びに月ヶ瀬村長及び都祁村長に対して行われた当該許可の申請は、編入日以後においては、この条例の相当規定により行われた占用等の許可及び当該許可の申請とみなす。
- 5 編入日の前日までに月ヶ瀬村で行われた行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

（平成 17年 3月 30日揭示済）

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 54号

奈良市営住宅条例の一部を改正する条例

奈良市営住宅条例（昭和 61年奈良市条例第 14号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

- 6 多子世帯向きとして整備した市営住宅に入居することができる者は、第 1 項の規定にかかわらず、次の各号の条件を具備する者でなければならない。
 - (1) 18歳未満の児童が 3人以上いる世帯に属する者であること。
 - (2) 第 1 項第 2 号から第 4 号までの条件別表の 1 の表に次のように加える。

第 22 号 市 営 住 宅	奈良市藺生町
第 23 号 市 営 住 宅	奈良市針町

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に既に都祁村営住宅管理条例（平成 9 年都祁村条例第 14 号。以下「都祁村条例」という。）の規定に基づきなされた許可、承認その他の処分は、施行日以後においては、この条例による改正後の奈良市営住宅条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされた許可、承認その他の処分とみなす。
- 3 施行日において、現に都祁村条例の規定に基づいてなされている申請その他の手続は、施行日以後においては、

新条例の相当規定によりなされた申請その他の手続とみなす。

- 4 施行日において現に新条例別表に規定する第 22号市営住宅及び第 23号市営住宅に入居している者の平成 17年度から平成 19年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第 17条第 3 項、第 28条第 1 項又は第 30条第 1 項の規定による家賃の額が都祁村条例第 13条第 1 項、第 30条第 1 項又は第 32条第 1 項の規定による家賃の額を超える場合にあっては、新条例第 17条第 3 項、第 28条第 1 項及び第 30条第 1 項の規定にかかわらず、これらの規定による家賃の額から都祁村条例第 13条第 1 項、第 30条第 1 項又は第 32条第 1 項の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、都祁村条例第 13条第 1 項、第 30条第 1 項又は第 32条第 1 項の規定による家賃の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成 17年度	0.25
平成 18年度	0.5
平成 19年度	0.75

（平成 17年 3月 30日揭示済）

奈良市屋外広告物条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 55号

奈良市屋外広告物条例等の一部を改正する条例

（奈良市屋外広告物条例の一部改正）

第 1 条 奈良市屋外広告物条例（平成 13年奈良市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

（月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置）

- 5 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際、現に当該村の区域内（県条例第 5 条第 1 項に規定する地域又は場所を除く。）において表示されている広告物又は設置されている広告物を掲出する物件については、この条例の規定にかかわらず、当該編入の日（以下「編入日」という。）から 3 年間（編入日以後に改装し、改造し、又は移転しようとするときは、当該改装、改造又は移転までの間）は、当該広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置しておくことができる。
- 6 編入日前に県条例の規定により月ヶ瀬村長若しくは都祁村長が行った許可、処分その他の行為又は月ヶ瀬村長若しくは都祁村長に対して行われた申請その他の行為で、月ヶ瀬村及び都祁村の編入の際現にその効力を有するものは、編入日以後においては、この条例の相当規定により行われたものとみなす。
- 7 編入日前に、月ヶ瀬村及び都祁村においてした行為に

に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 奈良市屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成 16 年奈良市条例第 48 号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「営んでいる者」の次に「及び奈良県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成 16 年 12 月奈良県条例第 14 号)による改正前の奈良県屋外広告物条例(昭和 35 年 4 月奈良県条例第 17 号)第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき届出をして月ヶ瀬村又は都祁村の区域内において屋外広告業を営んでいる者」を加える。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 17 年 3 月 30 日揭示済)

奈良市下水道条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 56 号

奈良市下水道条例等の一部を改正する条例
(奈良市下水道条例の一部改正)

第 1 条 奈良市下水道条例(昭和 51 年奈良市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 19 条第 1 項第 1 号中【昭和 33 年奈良市条例第 14 号)】の次に「又は奈良市簡易水道条例(平成 17 年奈良市条例第 31 号)」を加える。

第 21 条第 1 項第 1 号中「第 30 条」の次に「又は奈良市簡易水道条例第 29 条」を加える。

附則に次の見出し及び 4 項を加える。

(月ヶ瀬村の編入に伴う経過措置)

11 月ヶ瀬村の編入の日(以下「編入日」という。)前に、月ヶ瀬村下水道条例(平成 4 年月ヶ瀬村条例第 17 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、編入日以後においては、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

12 月ヶ瀬村の編入の際、現に設置されている月ヶ瀬地区公共下水道の排水設備は、増設又は改築を行わない場合に限り、第 6 条及びこれに基づく規則に規定する排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合しているものとみなす。

13 編入日前の月ヶ瀬村下水道条例第 2 条に規定する西部地区公共下水道施設の平成 17 年 3 月分の使用料の額については、なお従前の例による。

14 編入日前に、月ヶ瀬村においてした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 2 条 奈良市農業集落排水処理施設条例(平成 12 年奈良市条例第 43 号)の一部を次のように改正する。

第 18 条第 1 項第 1 号中【昭和 33 年奈良市条例第 14

号)】の次に「又は奈良市簡易水道条例(平成 17 年奈良市条例第 31 号)」を加える。

第 19 条第 1 号中「第 30 条」の次に「又は奈良市簡易水道条例第 29 条」を加える。

別表第 1 に次のように加える。

石打地区農業集落排水処理施設	奈良市月ヶ瀬石打
尾山地区農業集落排水処理施設	奈良市月ヶ瀬尾山
長引地区農業集落排水処理施設	奈良市月ヶ瀬長引

(奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第 3 条 奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成 6 年奈良市条例第 33 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条を第 14 条とし、第 12 条の次に次の 1 条を加える。

(月ヶ瀬地区公共下水道施設についての分担金の賦課)

第 13 条 市長は、月ヶ瀬地区公共下水道施設を使用することができる区域内に存する建築物の所有者で、当該下水道施設により利益を受けるものに対して、この条例の規定の例により分担金を賦課するものとする。

附則を附則第 1 項とし、同項に見出しとして【施行期日】を付し、附則に次の 1 項を加える。

(月ヶ瀬村の編入に伴う経過措置)

2 月ヶ瀬村の編入の日前に月ヶ瀬村下水道条例(平成 4 年月ヶ瀬村条例第 17 号)の規定により徴収された新規加入金は、この条例の相当規定により徴収された分担金とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(奈良市農業集落排水処理施設条例の一部改正に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に、月ヶ瀬村下水道条例(平成 4 年月ヶ瀬村条例第 17 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、施行日以後においては、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 この条例の施行の際、現に設置されている石打地区農業集落排水施設、尾山地区農業集落排水施設及び長引地区農業集落排水施設の排水設備は、増設又は改築を行わない場合に限り、第 2 条の規定による改正後の奈良市農業集落排水処理施設条例第 9 条及びこれに基づく規則に規定する排水設備の設置及び構造の技術上の基準に適合しているものとみなす。

4 施行日前の石打地区農業集落排水施設、尾山地区農業集落排水施設及び長引地区農業集落排水施設の平成 17 年 3 月分の使用料の額については、なお従前の例による。

5 石打地区農業集落排水処理施設、尾山地区農業集落排水処理施設及び長引地区農業集落排水処理施設に関して、

施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第 57号

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

奈良市消防本部及び消防署の設置等に関する条例(昭和 58年奈良市条例第 16号)の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「奈良市東消防署」を「奈良市中央消防署」に改める。

別表奈良市東消防署の項中「奈良市東消防署」を「奈良市中央消防署」に、「中消防署、西消防署及び北消防署」を「南消防署、西消防署、北消防署及び東消防署」に改め、同表奈良市中消防署の項中「奈良市中消防署」を「奈良市南消防署」に、「驒熊町の一部、中山町、山陵町、秋篠町」を「山陵町の一部」に改め、「歌姫町の一部」を削り、同表奈良市北消防署の項を次のように改める。

奈良市北消防署	奈良市右京二丁目 1 番地の 1	奈良阪町の一部、佐保台一丁目、佐保台二丁目、佐保台三丁目、佐保台西町、押熊町の一部、中山町、山陵町の一部、秋篠町、歌姫町、神功一丁目、神功二丁目、神功三丁目、神功四丁目、神功五丁目、神功六丁目、右京一丁目、右京二丁目、右京三丁目、右京四丁目、右京五丁目、朱雀一丁目、朱雀二丁目、朱雀三丁目、朱雀四丁目、朱雀五丁目、朱雀六丁目、左京一丁目、左京二丁目、左京三丁目、左京四丁目、左京五丁目、左京六丁目
---------	------------------	--

別表に次のように加える。

奈良市東消防署	奈良市針町 647 番地の 1	横田町、茗荷町、矢田原町、長谷町、柚ノ川町、南田原町、中之庄町、中貫町、大野町、日笠町、沓掛町、此瀬町、和田町、須山町、誓多林町、田原春日野町、水間町、別所町、柳生町、柳生下町
---------	-----------------	--

、興ヶ原町、邑地町、大保町、丹生町、北野山町、大柳生町、阪原町、大平尾町、忍辱山町、大慈仙町、須川町、南庄町、北村町、園田町、平清水町、生琉里町、法用町、東鳴川町、中ノ川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町、広岡町、月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬、月ヶ瀬桃香野、都祁南之庄町、都祁甲岡町、来迎寺町、都祁友田町、蘭生町、都祁小山戸町、都祁相河町、都祁吐山町、都祁こぶしが丘、都祁白石町、針町、針ヶ別所町、小倉町、上深川町、下深川町、荻町、都祁馬場町

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1 日から施行する。

(平成 17年 3月 30日 掲示済)

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第 58号

奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

奈良市消防団員等公務災害補償条例(昭和 41年奈良市条例第 13号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 条を加える。

(月ヶ瀬村及び都祁村の編入に伴う経過措置)

第 7 条 月ヶ瀬村及び都祁村の編入の日(以下「編入日」という。)の前日において山辺広域行政事務組合消防団員等公務災害補償条例(平成 2 年山辺広域行政事務組合条例第 23号)の規定により損害補償を受ける権利を有する者(次のいずれかに該当する者に限る。)は、編入日以後においては、この条例の規定による損害補償を受ける権利を有する者とみなす。

(1) 月ヶ瀬消防団及び都祁消防団に属する非常勤消防団員

(2) 編入前の月ヶ瀬村及び都祁村の区域内における消防作業従事者等

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 30 日 掲示済)

奈良市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第 59 号

奈良市消防団条例の一部を改正する条例

奈良市消防団条例(平成 12 年奈良市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「753 人」を「960 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 30 日 掲示済)

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第 60 号

奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例

奈良市立学校設置条例(昭和 39 年奈良市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

本則の表小学校の項に次のように加える。

奈良市立月ヶ瀬小学校	奈良市月ヶ瀬尾山 2,350 番地の 1
奈良市立並松小学校	奈良市蘭生町 1,89 番地
奈良市立都祁小学校	奈良市都祁白石町 97 番地
奈良市立吐山小学校	奈良市都祁吐山町 3,939 番地
奈良市立六郷小学校	奈良市針ヶ別所町 82 番地

本則の表中学校の項に次のように加える。

奈良市立月ヶ瀬中学校	奈良市月ヶ瀬尾山 2,55 番地
奈良市立都祁中学校	奈良市針町 2,55 番地

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 30 日 掲示済)

奈良市学校給食センター条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第 61 号

奈良市学校給食センター条例

(目的及び設置)

第 1 条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条及び学校給食法(昭和 29 年法律第 160 号)第 5 条の 2 の規定に基づき、月ヶ瀬地域及び都祁地域の奈良市立学校における学校給食を実施するため、その調理等の業務を共同で処理する施設として、奈良市学校給食センター(以下「給食センター」という。)

を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
奈良市月ヶ瀬学校給食センター	奈良市月ヶ瀬尾山 2,350 番地の 1
奈良市都祁学校給食センター	奈良市都祁友田町 1,798 番地

(職員)

第 3 条 給食センターに所長その他必要な職員を置く。

(委任)

第 4 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 17 年 3 月 30 日 掲示済)

奈良市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵田 忠兵衛

奈良市条例第 62 号

奈良市公民館条例の一部を改正する条例

奈良市公民館条例(昭和 39 年奈良市条例第 13 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表に次のように加える。

奈良市立月ヶ瀬公民館	奈良市月ヶ瀬尾山 2,815 番地
奈良市立都祁公民館	奈良市針町 2,19 番地

第 6 条の前の見出しを【使用の承認】に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第 8 条の見出しを【使用の変更等】に改め、同条第 1 項中「許可」を「承認」に改め、同条第 2 項中「許可条件」を「使用条件」に、「使用者」を「公民館の使用の承認を受けた者(以下「使用者」という。)」に改める。

第 10 条から第 12 条までを次のように改める。

(使用権の譲渡等の禁止)

第 10 条 使用者は、公民館を使用する権利を譲渡し、又はこれを転貸してはならない。

(損害賠償)

第 1 条 公民館を利用する者は、施設又は附属設備(以下「施設等」という。)をき損し、又は滅失したときは、市長の定める損害額を賠償しなければならない。

2 市長は、前項の場合において、当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない理由があると認めるときは、その賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(行為の禁止)

第 12 条 公民館を利用する者は、次に掲げる行為をしては

ならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。

第 13条を第 15条とし、第 12条の次に次の 2 条を加える。
(入館の禁止等)

第 13条 教育委員会は、次のいずれかに該当する者に対しては、公民館の入館を禁止し、若しくは退館を命じ、又はその他の必要な措置をとることができる。

- (1) 前条の規定に違反する行為をし、又はしようとする者
- (2) 前号に定めるもののほか、管理上必要な指示に従わない者
(管理の委託)

第 14条 公民館及び分館の管理は、公共的団体に委託することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。
(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、月ヶ瀬村教育委員会が行った月ヶ瀬村公民館の使用許可及び都祁村中央公民館長が行った都祁村中央公民館の使用許可は、この条例による改正後の奈良市公民館条例の規定により行われた公民館の使用承認とみなす。

(平成 17年 3月 30日 揭示済)

奈良市文化財保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 63号

奈良市文化財保護条例の一部を改正する条例

奈良市文化財保護条例(昭和 53年奈良市条例第 7号)の一部を次のように改正する。

第 1条中「第 98条第 2項」を「第 182条第 2項」に改める。

附則に次の 2 項を加える。

(月ヶ瀬村指定文化財に対する準用)

- 3 月ヶ瀬村の編入の際、現に月ヶ瀬村文化財保護条例(昭和 54年月ヶ瀬村条例第 4号)の規定により月ヶ瀬村指定文化財に指定されている文化財(教育委員会が定め

るものを除く。)については、当分の間、第 5条から第 7条まで及び第 10条から第 13条までの規定を準用する。
(都祁村指定文化財に対する準用)

- 4 都祁村の編入の際、現に都祁村文化財保護に関する条例(昭和 42年都祁村条例第 10号)の規定により都祁村指定文化財に指定されている文化財(教育委員会が定めるものを除く。)については、当分の間、第 5条から第 7条まで及び第 10条の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日 揭示済)

奈良市文化財保存公開施設条例をここに公布する。

平成 17年 3月 30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 64号

奈良市文化財保存公開施設条例

(目的及び設置)

第 1条 地域の文化財を保存し、その活用を図るため、奈良市文化財保存公開施設(以下「保存公開施設」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第 2条 保存公開施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
史料保存館	奈良市脇戸町 1 番地の 1
昔のくらし館	奈良市五条町 20番地の 1
上深川歴史民俗資料館	奈良市上深川町 51番地

(事業)

第 3条 保存公開施設においては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域に残る古文書等の歴史資料、民俗文化財等の収集、整理、保管、公開等に関すること。
- (2) 文化財に関する研究、会議等の場の提供に関すること。
- (3) その他保存公開施設の設置目的を達成するために必要な事業

2 上深川歴史民俗資料館においては、前項に規定する事業のほか、地域の無形民俗文化財の伝承に関する事業を行う。

(管理の委託)

第 4条 上深川歴史民俗資料館の管理は、奈良市上深川町自治会に委託する。

(使用の承認)

第 5条 保存公開施設を文化財に関する研究、会議等のために使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更するときも、また、同様とする。

2 教育委員会は、前項の承認に際し、保存公開施設の管理上必要な範囲内で条件を付けることができる。

3 教育委員会は、次のいずれかに該当すると認めるとき

- は、第 1 項の承認をしてはならない。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
 - (2) 施設、保管資料等（以下「施設等」という。）をき損し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (3) 前 2 号に定めるもののほか、管理上支障があるとき。
(行為の禁止)

第 6 条 保存公開施設を利用する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 施設等をき損し、汚損し、又は滅失すること。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは他人に迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携行すること。
- (3) 承認を受けないで物品の販売、宣伝その他営利行為をすること。
- (4) 承認を受けないで印刷物、ポスター等を配布し、又は掲示すること。
- (5) 指定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用すること。
- (6) 前各号に定めるもののほか、管理に支障がある行為をすること。
(損害賠償等)

第 7 条 保存公開施設を利用する者は、施設等をき損し、汚損し、又は滅失したときは、教育委員会の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。
(職員)

第 8 条 史料保存館に、古文書等の歴史資料の収集、整理、保管、公開等のために館長その他必要な職員を置く。
(委任)

第 9 条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

別表第 3 の備考以外の部分に次のように加える。

	独 占 使 用	1,500	2,000	3,000	4,000	6,000	8,000
奈良市月ヶ瀬体育館	部 分 使 用 (床面積の 2 分の 1 未満の部分を使用する場合)	独占使用の各区分に応ずる使用料の額の 2 分の 1 に相当する額					
	トレーニング室 個人使用 (1 人当たり)	150	200	300			
	会 議 室	450	600	900	1,200	1,800	2,400
	独 占 使 用	1,500	2,000	3,000	4,000	6,000	8,000
	部 分 使 用						

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 17 年 3 月 30 日 掲示済)

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 65 号

奈良市体育施設条例の一部を改正する条例

奈良市体育施設条例(昭和 60 年奈良市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条の見出しを【使用の承認】に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第 4 条の見出しを【使用の不承認】に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第 5 条第 1 項中「許可」を「承認」に改める。

第 8 条の見出しを【使用承認の取消し等】に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第 10 条中 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、別表第 11 左欄」を「別表第 11 左欄」に、「管理をそれぞれ」を「管理は、それぞれ」に改める。

別表第 1 中【第 2 条・第 5 条関係】を【第 2 条関係】に改め、同表体育館の項に次のように加える。

奈良市月ヶ瀬体育館	奈良市月ヶ瀬尾山 2,509 番地の 1
奈良市都祁体育館	奈良市都祁白石町 1,16 番地

別表第 1 球技場の項に次のように加える。

奈良県月ヶ瀬健民運動場	奈良市月ヶ瀬尾山 2,778 番地の 1
奈良市都祁球技場	奈良市都祁白石町 1,22 番地の 3

奈良市都祁体育館	(床面積の2分の1未満の部分を使用する場合)		独占使用の各区分に応ずる使用料の額の2分の1に相当する額					
	トレーニング室	個人使用 (1人当たり)	150	200	300			
	会議室 (1室につき)		450	600	900	1,200	1,800	2,400
	研修室 (1室につき)							

別表第3の備考中

- 「
- 7 備品その他の使用料については、教育委員会規則で定める。
- 」
- 「
- 7 奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良市都祁体育館については、本表区分のうち夜間の使用時間は19:00~22:00と、午後・夜間の使用時間は13:00~22:00と、全日の使用時間は9:00~22:00とする。
- 8 備品その他の使用料については、教育委員会規則で定める。
- 」

改める。

別表第9の備考以外の部分奈良市柏木球技場の項の次に次のように加える。

奈良県月ヶ瀬健民運動場	600	800	600	1,600	1,800	2,600
奈良市都祁球技場						

別表第9の備考中

- 「
- 5 奈良市柏木球技場の照明使用券(3時間分)は、7,200円とする。
- 」
- 「
- 5 奈良市柏木球技場の照明使用券(3時間分)は、7,200円とする。
- 6 奈良県月ヶ瀬健民運動場及び奈良市都祁球技場の夜間照明使用料は、1時間当たり1,000円とする。
- 7 奈良県月ヶ瀬健民運動場及び奈良市都祁球技場については、本表区分のうち夜間使用時間は19:00~22:00と、午後・夜間の使用時間は13:00~22:00と、全日使用時間は9:00~22:00とする。
- 」

改める。

別表第11中「奈良市南部体育館」の次に「、奈良市月ヶ瀬体育館及び奈良市都祁体育館」を、「球技場」の次に【奈良県月ヶ瀬健民運動場及び奈良市都祁球技場を除く。】を加え、同表に次のように加える。

奈良市都祁体育館 奈良市都祁球技場	財団法人奈良市都祁地域振興財団
-------------------	-----------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に行われた月ヶ瀬村農業者トレーニングセンター、奈良県月ヶ瀬健民運動場、都祁村農業者トレーニングセンター兼多目的研修施設及び都祁村運動場の使用許可並びに同日前に行われたこれらの使用許可の申請は、同日以後においては、この条例による改正後の奈良市体育施設条例の相当規定により行われた奈良市月ヶ瀬体育館、奈良市都祁体育館、奈良県月ヶ瀬健民運動場及び奈良市都祁球技場の使用承認並びに当該使用承認の申請とみなす。

(平成17年3月30日揭示済)

奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成17年3月30日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第66号

奈良市コミュニティスポーツ施設条例の一部を改正する条例

奈良市コミュニティスポーツ施設条例(昭和61年奈良市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを【使用の承認】に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第4条の見出しを【使用の不承認】に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第5条第1項中「許可」を「承認」に改める。

第8条の見出しを【使用承認の取消し等】に改め、同条中「許可」を「承認」に改める。

第 10 条中 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、別表第 3」を 別表第 3」に、管理をそれぞれ」を 管理は、それぞれ」に改める。別表第 1 に次のように加える。

奈良市石打コミュニティ スポーツプール	奈良市月ヶ瀬石打 505 番地 の 1
------------------------	------------------------

別表第 2 中

「 施設使用料

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全 日
	9: 00 ~ 12: 00	13: 00 ~ 17: 00	18: 00 ~ 21: 00	9: 00 ~ 17: 00	13: 00 ~ 21: 00	9: 00 ~ 21: 00

を

「 施設使用料

1 体育室、会議室及び運動広場

区 分	午 前	午 後	夜 間	午前・ 午後	午後・ 夜間	全 日
	9: 00 ~ 12: 00	13: 00 ~ 17: 00	18: 00 ~ 21: 00	9: 00 ~ 17: 00	13: 00 ~ 21: 00	9: 00 ~ 21: 00

に

改め、同表に次のように加える。

2 プール

区 分		午 前		午 後	
		9: 00~ 12: 00		13: 00~ 17: 00	
屋外プール	個 人 使 用 (1 人 当 た り)	大 人	300 円		400 円
		小 人	150		200
	団 体 使 用 (1 人 当 た り)	大 人	240		320
		小 人	120		160

備考

- 「団体」とは、30人以上で責任者に引率されたものをいう。
- 「小人」とは、3歳以上6歳以下の者並びに小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者をいい、「大人」とは、15歳以上の者で小人以外のものをいう。
- 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項に規定する身体障害者手帳、療育手帳制度要綱（昭和 48 年 9 月 27 日厚生省発児第 156 号）に規定する療育手帳又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者及びその介護を行う者が使用する場合の使用料は、無料とする。

別表第 3 に次のように加える。

奈良市石打コミュニティ スポーツプール	奈良市石打自治会
------------------------	----------

附 則

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
(平成 17 年 3 月 30 日 掲 示 済)

奈良市水道事業の設置等に関する条例及び奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 17 年 3 月 30 日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 67 号

奈良市水道事業の設置等に関する条例及び奈良市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(奈良市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 奈良市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年奈良市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中 「区域内」を 「区域内で水道事業として厚生労働大臣の認可を受けた区域」に改める。

(奈良市水道事業給水条例の一部改正)

第 2 条 奈良市水道事業給水条例(昭和 33年奈良市条例第 14号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「区域内」を「区域内で水道事業として厚生労働大臣の認可を受けた区域」に改め、同条第 2 項中「市外」を「前項の給水区域以外の区域」に改める。

附 則

この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(平成 17年 3月 30日揭示済)

奈良市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 17年 3月 31日

奈良市長 鍵 田 忠兵衛

奈良市条例第 68号

奈良市税条例の一部を改正する条例

奈良市税条例(昭和 46年奈良市条例第 12号)の一部を次のように改正する。

第 29条第 2 項中「第 2 条の 3 第 1 項各号」を「第 2 条の 3 第 1 項」に改める。

第 70条の 2 第 2 項中「本項」を「この項」に、「第 3 号」を「以下この項」に改め、「翌々年度」の次に【法第 349 条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難の指示等(第 82条の 3 において「避難の指示等」という。)が行われた場合において、法第 349条の 3 の 3 第 1 項に規定する避難等解除日(以下この項及び第 82条の 3 において「避難等解除日」という。)の属する年が法第 349条の 3 の 3 第 1 項に規定する被災年(第 82条の 3 において「被災年」という。)の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)】を加える。

第 82条の 3 第 1 項中「翌々年度」の次に【避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度)】を加え、同項第 2 号中「本号」を「この号」に改め、同条第 2 項中「翌々年度分」の次に【避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときは、当該被災年度の翌年度から避難等解除日の属する年の 1 月 1 日以後 3 年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分)】を加える。

第 150条中「第 39条第 11項」を「第 39条第 7 項」に改める。

第 152条第 2 項中「本項」を「この項」に、「附則第 32 条の 3 第 2 項」を「附則第 32条の 3」に改める。

第 159条第 2 項中「第 25項から第 30項まで、第 32項から第 34項まで、第 39項又は第 40項」を「第 23項から第 28 項まで、第 30項から第 32項まで、第 37項又は第 38項」に改める。

附則第 10条の 3 中第 1 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 7 条の 2 第 1 項各号」を「附則第 7 条の

2 第 13項第 1 号」に改め、同項を同条第 1 項とし、同条第 6 項中「平成 8 年度から平成 17年度」を「平成 18年度から平成 20年度」に、「又は第 5 項」を「第 5 項又は第 6 項」に改め、同項を同条第 2 項とする。

附則第 18条の 3 を次のように改める。

(読替規定)

第 18条の 3 法附則第 31条の 2 第 1 項の規定の適用がある土地に係る特別土地保有税については、第 132条中「又は第 587条第 2 項」とあるのは、「若しくは第 587条第 2 項又は法附則第 31条の 2 第 1 項」とする。

附則第 19条中第 6 項を削り、同条第 7 項中「附則第 3 条の 3 第 5 項」を「附則第 31条の 3 第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 8 項を削る。

附則第 24条第 1 項中「本項」を「この項」に改め、同項第 2 号中「(附則第 28条第 1 項の規定の適用がある場合には、同項第 2 号に規定する合計額。以下本号において同じ。)」を削る。

附則第 28条の 3 第 7 項中「平成 17年 3月 31日」を「平成 19年 3月 31日」に改める。

附則第 29条の 2 中「第 22項」を「第 20項」に改める。

附則第 29条の 3 中「法附則第 25条の 3 において読み替えて準用する法附則第 18条の 3」を「地方税法等の一部を改正する法律(平成 17年法律第 5 号)第 1 条の規定による改正後の法附則第 25条の 3」に改める。

附則第 35条中「第 40項」を「第 38項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 17年 4月 1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 この条例による改正後の奈良市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 17年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 16年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 17年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 16年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 10条の 3 の規定は、平成 18年度以後の年度分の阪神・淡路大震災に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等(以下この項において「申告等」という。)について適用し、平成 17年度分までの申告等については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

第 4 条 新条例の規定中事業所税に関する部分は、平成 17年 4月 1日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度分の法人の事業及び平成 17年以後の年分の個人の事業(施行日前に廃止された個人の事業を除く。)に対して課すべき事業所税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業並びに平成 17年前の

年分の個人の事業及び平成 17 年分の個人の事業で施行日前に廃止されたものに対して課する事業所税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第 5 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成 17 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 16 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 新条例第 159 条第 2 項の規定(地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 349 条の 3 第 37 項の規定に関する部分に限る。)は、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 5 号)第 1 条の規定による改正後の地方税法(以下「新法」という。)第 349 条の 3 第 37 項の規定の適用を受ける土地及び家屋に対して課する平成 20 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 19 年 3 月 31 日までに取得された地方税法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 5 号)第 1 条の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第 349 条の 3 第 39 項の規定の適用を受ける土地及び家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

3 新条例第 159 条第 2 項の規定(地方税法第 349 条の 3 第 38 項の規定に関する部分に限る。)は、新法第 349 条の 3 第 38 項の規定の適用を受ける土地及び家屋(平成 19 年 3 月 31 日までに取得された家屋を除く。)に対して課する平成 20 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、旧法第 349 条の 3 第 40 項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成 19 年度分までの都市計画税及び同項の規定の適用を受ける平成 19 年 3 月 31 日までに取得された家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(平成 17 年 3 月 31 日揭示済)